（地 567）

令 和 ４ 年 ３ 月 ３ ０ 日

都道府県医師会

担　当　理　事　殿

日本医師会常任理事

釜　萢　　敏

（公印省略）

「保健師助産師看護師国家試験出題基準」の改定について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省において、「保健師助産師看護師国家試験出題基準令和５年版」が取りまとめられ、本会に対しても情報提供がありました。改定の概要は別添の通りですが、出題基準はページ数が多いため、厚生労働省のホームページをご参照くださいますようお願い申し上げます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000159020_00001.html

本出題基準は、令和５年に実施予定の試験から適用されます。なお、カリキュラム改正に伴い、今後数年間は改正前のカリキュラムで学んだ受験者と改正後のカリキュラムで学んだ受験者が混在することから、双方のカリキュラムで学び得る内容となるよう配慮したとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下医師会立助産師・看護師養成所への周知方につきまして、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

医政看発０３２８第３号
令和４年３月２８日

公益社団法人　日本医師会　会長　殿

厚生労働省医政局看護課長
（　公　印　省　略　）

「保健師助産師看護師国家試験出題基準」の改定について（情報提供）

保健師助産師看護師国家試験につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「保健師助産師看護師国家試験出題基準 平成 30 年版」を改定し、「保健師助産師看護師国家試験出題基準 令和５年版」として取りまとめ、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000159020_00001.html）に掲載いたしました。また、本件については、各都道府県及び文部科学省に通知すると共に、各管内の保健師助産師看護師学校養成所に対して周知を依頼しておりますことを申し添えます。

なお、本出題基準は、令和５年に実施予定の第 109 回保健師国家試験、第 106 回助産師国家試験及び第 112 回看護師国家試験から適用となります。また、カリキュラム改正に伴い、今後数年間は改正前のカリキュラムで学んだ受験者と改正後のカリキュラムで学んだ受験者が混在することから、双方のカリキュラムで学び得る内容となるよう配慮しており、その旨について改定概要に記載しているため、御了知いただきますようお願いいたします。

今後とも、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【照会先】
厚生労働省医政局看護課
教育体制推進官　山口　道子
主査　大屋　麻衣子（内線 4195）
〒100-8916
東京都千代田区霞が関１－２－２
電話：03-5253-1111（代表）

保健師助産師看護師国家試験出題基準

令和５年版

厚生労働省医政局看護課

目　　次

医道審議会保健師助産師分科会保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会　委員名簿・・・・Ⅰ
保健師助産師看護師国家試験出題基準　令和５年版　改定概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ
保健師助産師看護師国家試験出題基準とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅸ
保健師助産師看護師国家試験出題基準の利用方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅸ

【保健師国家試験出題基準】
公衆衛生看護学
　公衆衛生看護学概論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・保－１
　公衆衛生看護方法論Ⅰ（個人・家族・グループへの支援）・・・・・・・・・・・・・・・・保－４
　公衆衛生看護方法論Ⅱ（地域組織・地域への支援、事業化と施策化）・・・・・・・・・・・保－７
　対象別公衆衛生看護活動論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・保－10
　学校保健・産業保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・保－15
　健康危機管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・保－18
　公衆衛生看護管理論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・保－21
疫学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・保－23
保健統計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・保－26
保健医療福祉行政論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・保－29

【助産師国家試験出題基準】
基礎助産学
　基礎助産学Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・助－１
　基礎助産学Ⅱ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・助－６
助産診断・技術学
　助産診断・技術学Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・助－９
　助産診断・技術学Ⅱ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・助－11
地域母子保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・助－33
助産管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・助－36

【看護師国家試験出題基準】
必修問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・看－１
人体の構造と機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・看－11
疾病の成り立ちと回復の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・看－16
健康支援と社会保障制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・看－24
基礎看護学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・看－31
成人看護学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・看－36
老年看護学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・看－50
小児看護学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・看－56
母性看護学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・看－64
精神看護学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・看－71
在宅看護論／地域・在宅看護論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・看－77
看護の統合と実践・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・看－82

【参考】保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会報告書（令和３年３月 31 日）

令和３年度　医道審議会保健師助産師看護師分科会
保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会　委員名簿

			氏　名	所　属
部会長		◎	萱間　真美	聖路加国際大学大学院 看護学研究科
保健師		○	鈴木　良美	東京医科大学 医学部
			岡　　利香	横浜市 神奈川福祉保健センター
			亀崎　路子	杏林大学 保健学部
			佐伯　和子	富山県立大学 看護学部
			髙橋　郁子	帝京平成大学 ヒューマンケア学部
			都筑　千景	大阪府立大学大学院 看護学研究科
			坪川　トモ子	新潟青陵大学 看護学部
			原田　小織	専門学校 愛知保健看護大学校
			横川　博英	順天堂大学 医学部
助産師		○	山﨑　圭子	宮崎大学 医学部
			秋田　浩子	専門学校 ベルランド看護助産大学校
			浅見　恵梨子	甲南女子大学 看護リハビリテーション学部
			五石　圭司	国立国際医療研究センター
			佐藤　陽子	昭和大学病院
			佐山　理絵	上智大学 総合人間科学部
			永松　健	東京大学医学部附属病院
			藤井　ひろみ	大手前大学 国際看護学部
			米山　万里枝	東京医療保健大学 医療保健学部
看護師	必修	○	水戸　優子	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部
			粟田　美幸	県立愛知看護専門学校
			佐居　由美	聖路加国際大学大学院 看護学研究科
	人体の構造と機能	○	深井　喜代子	東京慈恵会医科大学
			橋本　尚詞	東京慈恵会医科大学
			前田　ひとみ	熊本大学大学院 生命科学研究部
	疾病の成り立ちと回復の促進	○	縄　　秀志	聖路加国際大学大学院 看護学研究科
			川井　真	東京慈恵会医科大学
			長堀　隆一	東京慈恵会医科大学
	健康支援と社会保障制度	○	波川　京子	川崎医療福祉大学 保健看護学部
			大橋　俊子	栃木県県南健康福祉センター
	基礎看護学	○	習田　明裕	東京都立大学 人間健康科学研究科
			朝倉　京子	東北大学大学院 医学系研究科
			水方　智子	パナソニック健康保険組合立 松下看護専門学校
	成人看護学	○	鈴木　久美	大阪医科薬科大学 看護学部
			平井　由児	東京医科大学八王子医療センター
			山勢　善江	湘南医療大学 保健医療学部
			山田　緑	共立女子大学 看護学部
	老年看護学	○	征矢野　あや子	京都橘大学 看護学部
			倉田　貴子	千葉県立野田看護専門学校
			横島　啓子	国際医療福祉大学 小田原保健医療学部
	小児看護学	○	横山　由美	自治医科大学 看護学部
			石井　由美	千葉大学医学部附属病院 アレルギーセンター
			熊谷　秀規	自治医科大学 医学部
	母性看護学	○	服部　律子	奈良学園大学 保健医療学部
			松永　佳子	東邦大学 看護学部
			山本　智美	社会福祉法人聖母会 聖母病院
	精神看護学	○	森　　真喜子	国立看護大学校 看護学部・研究課程部
			木戸　芳史	浜松医科大学 医学部
			宮本　有紀	東京大学大学院 医学系研究科
	在宅看護論／地域・在宅看護論	○	山田　雅子	聖路加国際大学大学院 看護学研究科
			河野　政子	地域包括ケアコンサルティングあるす
			小西　かおる	大阪大学大学院 医学系研究科
	看護の統合と実践	○	宮本　千津子	東京医療保健大学 千葉看護学部
			冷水　陽子	鹿児島医療技術専門学校
			渡辺　美保子	公益財団法人星総合病院 教育研修センター

（◎：部会長、○：幹事委員）　　（敬称略）

保健師助産師看護師国家試験出題基準　令和５年版　改定概要

Ⅰ．はじめに

保健師助産師看護師国家試験の内容は、保健師、助産師及び看護師が保健医療の現場に第一歩を踏み出す際に、少なくとも具有すべき基本的な知識及び技能であり、保健師助産師看護師国家試験出題基準（以下、「出題基準」という。）は、これらを具体的な項目によって示し、保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の妥当な内容や範囲と適切な水準を確保する目的で作成されている。保健師及び助産師については平成 10 年、看護師については平成 12 年の国家試験から適用され、その後、社会の変化や看護を取り巻く状況を踏まえて、改定を重ねてきた。平成 16 年には看護師国家試験の必修問題の導入に伴い特に重要な基本的事項を出題基準として提示し、平成 22 年には必修問題の出題範囲を拡大するとともに、カリキュラム改正を踏まえ、新旧カリキュラムに対応可能となるよう項目を見直した。また、平成 26 年には実践能力の強化の観点から、各職種に求められる実践能力と卒業時の到達目標等を反映した内容とし、看護師国家試験では、「看護の統合と実践」の出題基準を新たに作成した。さらに、平成 30 年には「看護の統合と実践」において、複合的な事象に対して、より臨床実践に近い形で知識・技術を統合して判断する能力を問う出題内容となるよう、新たに項目を作成する等の見直しを行った。

令和３年３月に取りまとめられた「医道審議会保健師助産師看護師分科会保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会報告書」（以下、「制度改善検討部会報告書」という。）において、出題基準について、「看護基礎教育が修了した時点で備えているべき基本的な事項を問うために保健師助産師看護師のそれぞれの特徴を反映して出題されるよう、教育内容を踏まえ、改めて出題基準の体系や項目の見直しを行う」ことが提言された。また、小項目について、「中項目に関する内容をわかりやすくするために示したキーワードである」ことを踏まえて過度に限定的にならないよう抽象度を見直すこと、看護師国家試験の「看護の統合と実践」について、実際の試験問題の作成過程において難易度が上がりやすい等の課題があるため、「教育内容としての『看護の統合と実践』の導入の趣旨をふまえ、看護基礎教育を修了した時点で備えているべき基本的な事項として問う内容が明確となるよう項目を整理することが望ましい」ことが示された。

また、令和５年版の出題基準の適用に際して、「令和５年実施の保健師助産師看護師国家試験から数年間は改正前のカリキュラムで学んだ受験者と改正後のカリキュラムで学んだ受験者が混在することから、当該国家試験の受験に際して、両者ともに不利益を被ることがないよう、特段の配慮が必要である」ことが留意点として挙げられた。

これらの提言を受け、令和３年８月より医道審議会保健師助産師看護師分科会のもとに保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会を設置し、ワーキンググループでの検討を含めて議論を重ね、出題基準の改定を行った。

Ⅱ．改定の概要

１． 全体的な事項

○人口・疾病構造や社会背景などを踏まえつつ、近年の保健・医療・福祉の実情など看護を取り巻く状況の変化に伴い、より重要となる教育内容に関する項目の精選と充実を図った。
○中項目が実際の「出題の範囲」であることから、具体的に示す内容や求める知識・能力が明確となるような表現の工夫を行った。また、出題基準は各学校養成所の教育で扱われる全ての内容を網羅するものではなく、これらの教育のあり方を拘束するものでもないこと、加えて、小項目は「中項目に関する内容を分かりやすくするために示したキーワード」であることから、個々の記載事項に番号を振らない形式へと変更するとともに、過度に限定的にならないよう内容の精査を行った。
○看護基礎教育におけるカリキュラムの改正経緯を踏まえ、各職種に求められる実践能力と卒業時の到達目標との整合性について留意しながら見直しを行った。一方で、令和５年版の出題基準は、改正前のカリキュラムで学んだ受験者と改正後のカリキュラムで学んだ受験者が混在する時期に使用されることから、双方のカリキュラムで学び得る内容となるよう配慮した。

２． 保健師国家試験出題基準

保健師国家試験においては、地域の多職種・多機関と連携・協働しながら事業化・施策化を含めた公衆衛生看護活動に関して、健康問題の多様化・複雑化や各分野における施策の動向等を踏まえ、保健師に求められる役割や能力に必要な知識について出題できるよう、目標の見直しや項目の整理・充実を行った。各科目における改定の概要は以下のとおり。

【公衆衛生看護学】
○公衆衛生看護概論では、公衆衛生看護の概念・理念及び人々の健康に影響する背景・要因を基盤に、対象や活動の特性が決定されることから、目標の再構成を行った。加えて、公衆衛生看護の基本的な理念や背景について、時代の変化に応じて項目の充実を図った。
○公衆衛生看護方法論Ⅰでは、公衆衛生看護活動における各支援の特徴・方法として、訪問に関する項目の充実を図った。公衆衛生看護方法論Ⅱでは、事業化及び施策化に係る具体的な展開方法について項目を整理した。
○対象別看護活動論では、保健師の活動の実際や施策の動向を踏まえ、対象別の健康課題の特徴や保健師に求められる役割及び活動について明確になるよう項目を整理・追加した。
○学校保健・産業保健では、学校保健及び産業保健の動向や、多様な健康課題に対して保健師が果たす役割やその活動実態を踏まえ、学校保健及び産業保健における主な健康課題とその支援及び保健活動に関する項目を整理・追加した。
○健康危機管理では、感染症の集団発生に係る対応や予防のための保健活動について項目の充実を図った。
○公衆衛生看護管理論では、組織管理、情報管理、業務管理に係る項目について、出題の範囲が明確となるよう大項目及び中項目の構造を見直した。

【疫学】
○疫学では、保健師に求められる役割を踏まえ、公衆衛生看護における疫学の活用の理解について目標を追加した。

【保健統計】
○保健統計では、保健師に求められる役割を踏まえ、地域の保健統計データの分析のための理解について目標を追加し、必要な統計分析に関する項目の充実を図った。

【保健医療福祉行政論】
○保健医療福祉行政論では、近年の行政や政策の動向を踏まえ項目を整理したほか、関係機関に係る項目の充実を図り、加えて、計画の策定・実施・評価や政策策定過程に係る項目の体系を整理した。

３． 助産師国家試験出題基準

助産師国家試験においては、助産師による支援を必要とする女性、妊婦・産婦・褥婦、新生児・乳幼児、家族の抱える課題及び背景の多様化、エビデンスや臨床実践の実態の変化を踏まえて、助産師に求められる助産診断・ケア能力に必要な知識について出題できるよう、項目の充実を図った。各科目における改定の概要は以下のとおり。

【基礎助産学】
○基礎助産学Ⅰでは、助産師国家試験で問う内容が明確となるよう、看護師国家試験との整合性に留意して項目を整理したほか、近年の社会背景と助産師に求められる役割を踏まえて性の多様性に関する項目の充実を図った。
○基礎助産学Ⅱでは、助産師基礎教育における教育実態やエビデンスを踏まえ、項目を追加した。

【助産診断・技術学】
○助産診断・技術学Ⅰでは、相談・教育の基盤となる理論や方法について項目の充実を図った。
○助産診断・技術学Ⅱでは、多様な背景を有する母子への支援の観点から、母子感染のリスクのある妊婦や精神疾患を合併する妊婦への支援、母体疾患・生活習慣に起因する新生児の問題への支援等について項目の充実を図った。加えて、近年の分娩の実態を踏まえて、分娩時の麻酔の管理と助産ケアに関する中項目を新設した。

【地域母子保健】
○地域母子保健では、近年の母子保健行政の動向を踏まえて、関連する法律や施策について整理・追加した。

【助産管理】
○助産管理では、助産師に関する関連法規や法的義務について体系の整理を行った。また、危機管理として災害への備えに関する項目の充実を図った。

４． 看護師国家試験出題基準

看護師国家試験においては、看護基礎教育におけるカリキュラムの改正経緯を踏まえ、看護の対象について地域における生活を含めて理解し、健康課題の多様化や看護の役割の拡大にあわせて、看護基礎教育を修了した時点で備えているべき必要な知識や能力を問うことができるよう、項目の充実を含めて見直しを行った。また、各領域における出題の範囲が明確となるよう、領域間の項目の調整や、中項目及び小項目の体系の整理や表現の見直しを行った。各科目における改定の概要は以下のとおり。

【必修問題】

○習熟度や難易度を考慮して、必修問題として問うべき内容の精査を行った。また、近年の教育現場及び臨床現場の実態を踏まえ、感染防止対策に関する項目の充実を図った。

【人体の構造と機能】

○人体の正常な構造及び機能に関して、疾病を理解するために必要な知識を問えるよう、目標及び各項目の見直しを行った。

○老化に関しては、老年看護学において支援とあわせて知識を問うことが適切なことから、項目を整理した。

【疾病の成り立ちと回復の促進】

○基礎医学における体系との整合性を踏まえ、全身の感染性疾患、皮膚機能に関する項目を新設したほか、看護基礎教育における基本的な知識として学ぶ疾患について項目を整理・追加した。

【健康支援と社会保障制度】

○目標との整合性を踏まえ、大項目及び中項目の体系を整理した。また、健康支援の基盤となる法・制度の近年の動向を反映し、全体的に項目を整理・追加した。

【基礎看護学】

○「必修問題」や「看護の統合と実践」との重複内容や整合性について全体的に整理し、出題の範囲やキーワードがより明確となるよう表現を見直すとともに、基礎看護学で問うべき内容を整理した。

【成人看護学】

○臨床現場における看護実践や看護基礎教育としての知識の必要性を踏まえて、各疾患や検査・処置・治療に関する患者及び家族への看護について、項目を整理・追加した。

【老年看護学】

○高齢者の生活や、高齢者に特有な症候・疾患・障害に関する看護について、老年看護学としての出題の範囲が明確となるよう、中項目及び小項目の体系と表現を全体的に見直した。

【小児看護学】

○子どもと家族への支援について、発達段階や課題を主眼として問うことができるよう、中項目及び小項目の体系を整理した。

【母性看護学】

○母性看護の基盤となる概念や、女性・母子を取り巻く環境について目標を統合し、項目を整理した。

○妊娠・分娩・産褥期及び早期新生児期における看護について、看護師国家試験としての出題範囲を考慮して項目を全体的に整理した。

【精神看護学】

○身体合併症のある患者への看護や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築と社会資源の活用など、近年の精神看護における動向を踏まえて項目の充実を図った。

【在宅看護論／地域・在宅看護論】

○改正後のカリキュラムでは、「在宅看護論」が「地域・在宅看護論」に変更となり、科目の位置づけも変更となるが、改正前のカリキュラムの「在宅看護論」と改正後のカリキュラムの「地域・在宅看護論」の双方において適用する内容とするため、制度改善検討部会報告書における「看護師国家試験の試験科目を改正する省令（保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令）が施行されるまでの間、出題基準に『在宅看護論』を併記することが必要である」との指摘も踏まえ、表題を「在宅看護論／地域・在宅看護論」とし、位置づけは改正前のカリキュラムにそろえることとした。

○地域における多様な場における対象者や看護の役割の拡大を踏まえて項目の充実を図った。具体的には、地域・在宅看護の対象である在宅療養者及び家族の特徴と健康課題について、対象を取り巻く環境や地域での生活を含めた理解を問うとともに、地域における多様な場での看護の役割や多職種連携について、全体的な体系の再構成を含めて項目を整理・追加した。

【看護の統合と実践】

○制度改善検討部会報告書の提言を踏まえ、看護基礎教育を修了した時点で備えているべき基本的な事項として問う内容が明確となるよう、習熟度及び難易度も含めて検討し、全体的に項目を整理した。

○複合的な事象において看護の知識を統合し活用できる判断能力を問う目標Ⅳについて、教育内容としての「看護の統合と実践」の導入の趣旨を踏まえ、切れ目のない支援を提供するための継続した看護、複合的な状況にある対象や看護を判断し危険を回避する取組み、安全確保のための総合的な判断・対応などに関する５つのテーマを提示し、これらのテーマをもとに、専門分野の各科目で学んだ内容を統合し、臨床実践場面における状況設定問題として出題することを明示した。

以上

保健師助産師看護師国家試験出題基準とは

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験（以下「保健師助産師看護師国家試験」という。）は、保健師助産師看護師法第 17 条に基づき、それぞれ保健師、助産師又は看護師として必要な知識及び技能を評価するものである。

保健師助産師看護師国家試験の内容は、保健師、助産師及び看護師が保健医療の現場に第一歩を踏み出す際に、少なくとも具有すべき基本的な知識及び技能であり、保健師助産師看護師国家試験出題基準は、これらを具体的な項目によって示したものである。保健師助産師看護師試験委員（以下「試験委員」という。）は、保健師助産師看護師国家試験の妥当な内容や範囲及び適切な水準を確保するため、この基準に拠って出題する。

従って、保健師助産師看護師国家試験出題基準は、保健師、助産師及び看護師学校養成所の教育で扱われる全ての内容を網羅するものではなく、これらの教育のあり方を拘束するものでもない。

保健師助産師看護師国家試験出題基準の利用法

利用者は以下の各項に留意し、利用すること。なお、各項目は、保健師助産師看護師国家試験問題の出題範囲という観点から配列されているため、必ずしも学問的な分類体系と一致しない点があるほか、各科目や項目間で内容が重複することがある。

1. 目標

目標は、保健師助産師看護師国家試験における出題のねらいを示している。この出題のねらいを踏まえ、大・中項目の記載内容によって、保健師、助産師及び看護師として少なくとも具有すべき基本的な知識及び技能について出題する範囲が示されるものである。

2. 大・中・小項目の位置付け

１）大項目

中項目を束ねる見出しである。なお、中項目の記載と併せて「出題の範囲」を示すことがある。

２）中項目

保健師助産師看護師国家試験の「出題の範囲」となる事項である。

3）小項目

中項目に関する内容を分かりやすくするために示したキーワードである。よって、小項目の表現や記載の有無に限らず、中項目で記載された内容が「出題の範囲」となることに留意する。

従って、「出題の範囲」は記載された事項に限定されず、標準的な学生用教科書に記載されている程度の内容を含むものとする。

3. その他

1）括弧書き

提示する同一事象に対し、異なる表現がある場合には、括弧書きで提示している。試験委員の判断により、括弧内・外の語を単独又は併記して使用できる。

なお、括弧は以下の規定により用いている。

＜　＞　：　直前の語の言い換え

① 正式名称と比しても略語の周知度や重要度が高い場合

② 和名と英名等によって同義語を記載する場合

③ 人名を冠した用語において原語を併記する場合

例 ； 世界保健機関＜WHO＞　権利擁護＜アドボカシー＞　Apgar＜アプガー＞スコア　など

（　）　：　直前の語のさらに下位項目

① 直前の語の具体的な例示が必要な場合

② 特に重要な事項を示す場合

例 ； 肺循環障害（肺高血圧、肺塞栓症）　情報管理（個人情報の保護）　など

2）読点「、」　及び　中点「・」

関連する語を列記する際に、読点「、」及び中点「・」を以下の規定により用いている。ただし、検索の利便性を確保する観点から、索引には中点を使用せずに掲載している場合がある。

読点「、」　：　単純に列記する場合

例 ； 平均余命、平均寿命、健康寿命　　大動脈瘤、大動脈解離　　など

中点「・」　：　前後の語での重複を排して列記する場合、英熟語を使用する場合

例 ； 転倒・転落の防止　　羊水の量・性状　　インフォームド・コンセント　など